○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知県安芸郡安田町安田字向ヱ二六九二番八地先から同町安田字山ノ神二七〇三番一七地先まで	前	一八・七〇～二四・三〇メートル
	後	二〇・〇〇～二四・三〇メートル（キロメートル 二〇・二〇八）

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	敷地の幅員延長	図面縦覧場所
五十五号及び高知県安芸郡安田町安田字向ヱ二六九二番八地先から同町安田字山ノ神二七〇三番一七地先まで	平成二十二年六月一日	一八・七〇～二四・三〇メートル（キロメートル 二〇・二〇八）	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号及び三百二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村九〇〇番二から同村大字立野字古村一五九三番二まで	前	二八・二〇～一二一・二〇メートル（キロメートル 〇・三〇三）
	後	二八・二〇～一二一・二〇 〇・三〇三

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	敷地の幅員延長	図面縦覧場所
五十七号及び三百二十五号	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村九〇一番一から同村大字立野字古村一五五四番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
〃	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立一八二七番一から同村大字立野字法立一八七八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃	〃

供用開始の期日　平成二十二年六月一日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法

口蹄疫対策特別措置法

承認を求めるの件送付通知書受領

五月二十八日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

議案提出

五月二十八日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（厚生労働委員長提出）

経済産業委員長東祥三君解任決議案（浜田靖一外六名提出）

農林水産大臣赤松広隆君不信任決議案（大島理森外七名提出）

要求書受領

五月二十八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

経済産業委員長東祥三君解任決議案　浜田靖一外六名

農林水産大臣赤松広隆君不信任決議案　大島理森外七名

議案通知書受領

五月二十八日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

口蹄疫対策特別措置法案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（第百七十三回国会内閣提出、本院継続審査）

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

議案撤回

五月二十八日議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案（田村憲久外四名提出）

障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（園田康博外六名提出）

質問書提出

五月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障がい年金の周知に関する質問主意書（木村太郎提出）

放送法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

厚生労働省の郵便制度悪用・文書偽造事件に係る検察官の取調べに関する質問主意書（鈴木宗男提出）

いわゆる袴田事件に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

在沖米海兵隊の「抑止力」に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

質問書撤回及び通知

五月二十八日議員から次の質問主意書を撤回する旨の申出があり、その旨内閣に通知した。

在沖米海兵隊の「抑止力」に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

答弁書受領

五月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出乳幼児の食物アレルギーに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出タイで日本人カメラマンが銃撃された件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出二〇一〇年五月十五日の日中外相会談に関する質問に対する答弁書